

別表1

前歴の回数	累積点数	期 間
なし	4点・5点・6点	30日
	7点・8点・9点	60日
	10点・11点・12点	90日
	13点以上	120日
1回	3点・4点・5点	30日
	6点・7点・8点	60日
	9点・10点・11点	90日
	12点・13点・14点	120日
	15点以上	150日
2回以上	2点・3点・4点	30日
	5点・6点・7点	60日
	8点・9点・10点	90日
	11点・12点・13点	120日
	14点・15点・16点	150日
	17点以上	180日

追  
5  
4  
号

別表2

前歴の回数	累積点数	期 間
なし	1点・2点・3点	30日
1回	1点・2点	
2回以上	1点	

別表3

項	行 為	備 考
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第1号から第4号まで及び第7号の規定に違反する行為</li> <li>○ 法第10条の規定に違反する行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 下命容認行為の禁止違反</li> <li>○ 名義貸し禁止違反</li> </ul>
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第22条第1項若しくは第2項又は第25条第2項第1号の規定による指示に違反する行為</li> <li>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第22条の2第1項又は第66条の2第1項の規定による指示に違反する行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法の指示違反</li> <li>○ 読替え後の道路交通法の規定による指示違反</li> </ul>
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 法第5条第1項の規定に違反する行為</li> <li>○ 法第6条第1項の規定に違反する行為</li> <li>○ 法第8条第1項の規定に違反する行為</li> <li>○ 法第14条第2項の規定に違反する行為</li> <li>○ 法第16条の規定に違反する行為</li> <li>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第1項の規定に違反する行為</li> <li>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第2項の規定に違反する行為</li> <li>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第4項の規定に違反する行為</li> <li>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第7項の規定に違反する行為</li> <li>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第74条の3第9項の規定に違反する行為</li> <li>○ 法第20条第1項の規定に違反する行為</li> <li>○ 法第21条第1項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避する行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 申請書等虚偽記載</li> <li>○ 標識掲示等義務違反</li> <li>○ 変更届出義務違反</li> <li>○ 運転代行業務従事制限違反</li> <li>○ 代行運転自動車標識表示義務違反</li> <li>○ 安全運転管理者未選任</li> <li>○ 安全運転管理者業務不履行</li> <li>○ 副安全運転管理者未選任</li> <li>○ 権限付与義務違反</li> <li>○ 安全運転管理者等講習受講義務違反</li> <li>○ 帳簿等備付け義務違反</li> <li>○ 立入検査拒否等</li> </ul>
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 駐停車違反</li> </ul>

追  
5  
4  
号

## 運転代行業務に関し読替え後の道路交通法第75条第1項第7号に掲げる行為に係る指示の具体例

運転代行業務従事者その他の従業員に対して、駐停車に関する法令を遵守させるために必要な指導又は交通安全教育を一定時間以上行うべきこと。
運転代行業務従事者に対して、一定の期間、待機場所等に関する記録を作成させ提出させるべきこと。
一定の期間、営業所に駐車記録簿を備えて、営業所の安全運転管理者に必要な記載をさせるべきこと。
一定の期間、随伴用自動車内の見やすい場所に、駐停車違反行為を行ってはならない旨を記載した標章等を取り付けておくべきこと。
あらかじめ客待ちの際の待機駐車を定めておき、それを運転代行業務従事者に周知徹底すべきこと。